新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領

(平成19年3月30日市長決裁)

目次

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 電子入札の場合の手続(第8条-第25条)

第3章 郵便入札の場合の手続(第26条-第36条)

第4章 雑則(第37条-第45条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、法令及び新座市契約規則(昭和50年新座市規則第15号。 以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、市が発注する建設工事の請 負、建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託並びに施設維持管理の業務 委託について、入札参加の負担軽減、入札・契約事務の効率化及び不正行為の 防止を図るため、ダイレクト型制限付き一般競争入札の実施に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) ダイレクト型制限付き一般競争入札 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札で、入札書の提出後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査し、適格と認める場合に落札者とする入札をいう。
 - (2) 落札候補者 入札書を提出した者のうち、有効な範囲内における最低価格 提示者をいう。

(対象)

- 第3条 ダイレクト型制限付き一般競争入札の対象は、予定価格がおおむね 1,000万円以上であって次に掲げるもののうち、発注機関の長が定めるも のとする。
 - (1) 建設工事の請負
 - (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託

- (3) 施設維持管理業務の委託
- 2 前項の規定にかかわらず、ダイレクト型制限付き一般競争入札によることが 適当でない特別の理由があるときは、発注機関の長は、他の方法により執行す ることができるものとする。

(入札の実施方法)

- 第4条 ダイレクト型制限付き一般競争入札は、埼玉県電子入札共同システム (新座市電子入札運用基準(平成21年4月1日市長決裁)に規定する埼玉県 電子入札共同システムをいう。)(以下「電子入札システム」という。)を利 用する電子入札により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、ダイレクト型制限付き一般競争入札を電子入札により行わない特別の理由があるときは、発注機関の長は、別に定めるところにより発注機関の長が設置する業者選定委員会(以下「業者選定委員会」という。)の議を経て、第3章に定めるところにより郵便入札を行うものとする。 (入札参加資格)
- 第5条 ダイレクト型制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 契約規則第13条の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
 - (4) 新座市建設工事等競争入札参加資格者名簿に、案件に対応する業種又は業務で登載されている者であること。
 - (5) 新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成21年4月9日市長 決裁。以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止措置 又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領(平成21年6月1日市長決裁) に基づく入札参加除外措置を、当該工事又は委託業務の公告日から開札日ま での間、受けていない者であること。
 - (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該 工事若しくは業務委託の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡り にした者でないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、工事又は業務の種類、規模等により案件ごと

に定めるもの

(入札参加資格要件の決定)

- 第6条 発注機関の長は、ダイレクト型制限付き一般競争入札を執行しようとするときは、業者選定委員会に次の事項を諮り、決定するものとする。
 - (1) 入札参加資格要件
 - (2) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)への発注の適否 及び構成員数
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、発注機関の長が必要と認めるもの (共同企業体に発注する場合の取扱い)
- 第7条 建設工事を共同企業体に発注する場合の手続は、この要領に定めるもののほか、新座市特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成19年4月2日市長決裁)に基づき行うものとする。

第2章 電子入札の場合の手続

(入札公告等)

- 第8条 入札公告は、電子入札システム及び所定の掲示場への掲示により行うものとする。
- 2 入札公告及びダイレクト型制限付き一般競争入札関連書類の写しは、入札参加希望者が必要に応じて電子入札システムからダウンロードして使用するものとする。

(設計図書の配布)

- 第9条 入札参加希望者への設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書」という。)の配布は、原則として、入札参加希望者が電子入札システムから設計図書をダウンロードすることにより行うものとする。
- 2 入札参加希望者は、電子入札システムから設計図書をダウンロードすることができない場合は、電子媒体を契約事務担当課に持参することで、電子ファイルの交付を受けることができる。

(設計図書に対する質問等)

第10条 配布された設計図書に対する質問は、入札公告に記載された期日まで に、電子入札システムにより行うものとし、回答は、入札公告に記載された期 日に、電子入札システムにより行う。

(設計図書の公表)

第11条 設計図書は、入札公告後速やかに、契約事務担当課において閲覧に供するものとする。

(現場説明)

第12条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札参加)

- 第13条 入札参加希望者は、入札公告に定めるところにより、入札公告に定め た期間内に、電子入札システムにおいて当該案件に対し競争参加資格確認申請 書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。
- 2 前項の申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加 資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。
- 3 入札参加希望者は、やむを得ない理由があるときは、競争参加資格確認申請 書の提出期限までに紙入札方式参加申請書を契約事務担当課宛てに提出するこ とにより、入札参加の意思を表示するものとする。
- 4 前項の申請書を提出し、発注機関の長の承認を受けた者は、入札に参加することができる。

(入札書等の提出)

- 第14条 前条の規定により入札に参加した者(以下この章において「入札参加者」という。)は、入札公告に定めるところにより、入札書、市の指定する工事費等内訳書及び入札公告において指定した書類(以下「入札書等」という。)を、入札公告に定めた期間内に、電子入札システムにより提出しなければならない。
- 2 入札書等は、電子入札システムのサーバーへの記録がされた時に本市に提出 されたものとする。
- 3 入札参加者は、やむを得ない理由があるときは、書面により入札書等を提出 することができる。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限の前 日(閉庁日を除く。)までに、紙入札方式参加申請書を契約事務担当課宛てに 提出し、発注機関の長の承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定により発注機関の長の承認を受けた入札参加者については、 前項後段の規定は、適用しない。
- 5 入札参加者が入札書を提出しなかった場合は、入札に参加しなかったものと みなす。

(書面による入札書等の提出の手続等)

- 第15条 前条第3項の規定により書面により入札書等を提出しようとするとき は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 入札公告に定めた入札書の提出期間内に、契約事務担当課に封かんした入札書等を直接持参する方法
 - (2) 入札公告に定めた入札書の提出期間内に契約事務担当課に到達するように、

封かんした入札書等を、書留、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックの いずれかの郵送方法で提出する方法

(入札保証金)

第16条 契約規則第21条第3号の規定に基づき、入札保証金は、免除する。 ただし、落札者が正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札 金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(入札書等の書換え等の禁止)

第17条 入札者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることは できない。

(入札書等の管理)

- 第18条 契約事務担当課は、書面により受領した入札書等を、施錠できる保管場所において厳重に管理するものとする。
- 2 契約事務担当課担当者及び入札執行者は、開札前においては、いかなる理由 があっても入札書等の封筒を開封してはならない。

(入札の辞退)

- 第19条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札公告に 定めた入札書等の提出期間内に電子入札システムにより入札辞退届を提出する ものとする。ただし、第13条第3項及び第4項の規定により書面による入札 書等の提出が認められた入札参加者にあっては、入札辞退届を直接持参又は郵 送(郵送については入札書等の提出期間内に到着するものに限る。)により契 約事務担当課宛てに提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、入札書の提出後にやむを得ない 事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。
- 4 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届 を直接持参又は郵送(郵送については開札日の前日までに到着するものに限 る。)により契約事務担当課宛てに提出するものとする。
- 5 入札執行者は、入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認めない ときは、入札辞退届を受理しないものとする。

(入札の取りやめ等)

第20条 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときその 他必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがで きる。

- 2 入札執行者は、入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札 を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参 加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、入札執行者が特別の理由により入札を取りやめる要件を定めるときは、入札公告で別に定める。

(開札)

- 第21条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において、電子入札システムにより行う。ただし、第14条第3項の規定により書面により入札書等を提出した入札参加者がいる場合は、入札執行者は、開会を宣言した後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に登録された入札書と電子入札システムにより提出された入札書を一括して開札するものとする。
- 2 開札は、公開とし、入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。
- 3 第1項ただし書の規定による場合その他発注機関の長が入札事務の公正かつ 適正な執行に支障が生じるおそれがあると認める場合は、入札者又はその代理 人が開札に立ち会わないときに、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わ せて開札を行う。
- 4 開札執行回数は、1回とし、予定価格の制限範囲内の入札がないときも、同様とする。

(入札の無効)

- 第22条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
 - (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
 - (3) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
 - (4) 市の指定する工事費等内訳書又は入札公告において示したものを提出しない者がした入札
 - (5) 不備な工事費等内訳書を提出した者がした入札
 - (6) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札(工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。)
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者がした入札
 - (9) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札 ア 記名押印を欠くもの
 - イ 金額を訂正したもの

- ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- エ 押印された印影が明らかでないもの
- オ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者 がしたもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札 (落札候補者の決定)
- 第23条 入札執行者は、開札後、入札価格が予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として決定し、入札価格及び業者名を公表した上で、落札決定を保留し資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。
- 2 入札執行者は、落札決定の保留を電子入札システムにより入札参加者に通知 する。

(くじによる落札候補者の決定)

第24条 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札参加者があらかじめ入札書に記入した任意の数値を用いて電子入札システムの電子くじを実施して、落札候補者を決定する。この場合において、第14条第3項の規定により書面により入札書等を提出した入札参加者がいる場合は、入札執行者は、当該入札参加者が入札書に電子くじ入力番号として記入した任意の数値(当該数値の記入がなかった場合は、入札額の上位3桁の数値)を電子入札システムに入力して行うものとする。

(入札参加資格審査及び落札者の決定等)

- 第25条 落札候補者は、入札参加資格審査申請書及び入札公告において指定した書類(以下「入札参加資格審査申請書等」という。)について、提出の指示のあった日を含め2日以内(閉庁日を除く。)に契約事務担当課に持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。
- 2 入札執行者は、入札参加資格審査申請書等の提出日を含め3日以内(閉庁日 を除く。)に審査を行わなければならない。
- 3 入札執行者は、審査の結果落札候補者が入札参加資格を満たし適格と認めた ときは、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者決定通知書により落札者に 通知するとともに、電話による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるも

のとする。

- 4 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき はその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- 5 入札執行者は、審査の結果落札候補者が入札参加資格を満たさず不適格と認めたときは、当該落札候補者に対して、入札参加不適格通知書を送付するものとする。
- 6 落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合は、入札執行者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で、落札候補者の次に低い入札をした者(前条の規定により落札候補者とならなかった者が1人のときは、その者)を新たに落札候補者として決定する。この場合において、落札候補者の決定及び入札参加資格審査並びに落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定の手続については、第23条から前項までの規定を準用する。
- 7 入札参加不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日 以内(閉庁日を除く。)に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由 (以下「不適格理由」という。)についての説明を、書面により、入札執行者 に対して求めることができる。
- 8 入札執行者は、不適格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

第3章 郵便入札の場合の手続

(入札公告等)

第26条 入札公告は、所定の掲示場及び新座市ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載により行うものとする。入札公告及びダイレクト型制限付き一般競争入札関連書類の写しは、入札参加希望者が必要に応じてホームページからダウンロードして使用するものとする。

(設計図書の貸出し等)

- 第27条 設計図書は、原則としてホームページでの閲覧及びコンパクトディスク等の電子媒体(以下「電子媒体」という。)に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととする。ただし、これらを利用できない者にのみ、契約事務担当課において印刷物の貸出しを行う。
- 2 設計図書の貸出し等の方法は、入札公告において明らかにするものとする。
- 3 設計図書の貸出しを受けようとする者は、契約事務担当課へ電話による申込

みを行い、貸出日時の指定を受けなければならない。

- 4 電子ファイルによる貸出しを受けようとする者は、電子媒体を持参しなけれ ばならない。
- 5 電子ファイルによる貸出しを受けた設計図書は、返却することを要さない。
- 6 設計図書の貸出しを受けない者は、当該入札に参加できない。ただし、設計 図書をホームページで閲覧に供した場合は、この限りでない。

(設計図書に対する質問等)

- 第28条 設計図書に関する質問のある場合は、入札公告に記載された期日までに、所定の様式により、入札公告において指定した方法で行うものとする。
- 2 質問に対する回答は、入札公告に記載された期日に、回答書をホームページで閲覧に供する。

(入札書等の提出方法)

- 第29条 入札に参加する者は、入札公告に定めるところにより、入札書等を、 入札公告に定めた期間内に、次の方法により郵送で提出しなければならない。
 - (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に、工事又は業務委託の件名及び入札に参加する者の商号又は名称を記載すること。
 - (3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、工事費等内訳書及び入札公告において指定した書類を入れ、封筒の表面に、「新座郵便局留」及び「入札書在中」を記入し、工事又は業務委託の件名、施行場所名、入札に参加する者の商号又は名称、差出人住所及び連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。
- 2 郵送先は、新座郵便局留とする。
- 3 入札書等の提出は、書留、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックのいずれかの郵送方法で提出期間内に郵送先(新座郵便局)に到達しなければならない。提出期間前又は提出期間後に到達した入札書等は、理由の有無に関わらず受理しないものとする。
- 4 持参、ファクシミリ等による入札書は、受理しないものとする。
- 5 1 通の封筒に、2 枚以上の入札書を入れてはならない。
- 6 工事費等内訳書には、工事又は業務委託の件名、施行場所名、入札に参加する者の商号又は名称及び氏名を記載し、押印をしなければならない。
- 7 契約事務担当課は、入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。 (入札書等の不受理)
- 第30条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとし、当

該入札書等の提出者に、入札書等不受理通知書により通知するとともに、当該 受理しない入札書等を原則として普通郵便で郵送するものとする。

- (1) 前条第3項に規定する取扱い以外の方法により郵送された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期間内に到着しなかった入札書等
- (3) 外封筒に前条第1項第3号に規定する事項が記入されていない入札書等
- (4) 外封筒の記載事項から得られる情報により、第6条第1号の入札参加資格 がないことが明らかな者が提出した入札書等
- (5) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書 (入札の辞退)
- 第31条 入札書の提出のあった者(以下「入札参加者」という。)は、入札書 提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。
- 2 第19条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による辞退において準用する。

(入札執行調書への記載)

- 第32条 契約事務担当課は、開札日前日に入札執行調書を作成し、入札書及び 入札辞退届の提出のあったすべての者を記載するものとする。
- 2 第36条において準用する第20条の規定により入札を取りやめたときは、 その旨を入札執行調書に記載するものとする。

(開札)

- 第33条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において、受領した入札書を開 封して行う。
- 2 開札は、公開とし、立会人1人以上を立ち会わせて執行するものとする。
- 3 立会人は、入札者又はその代理人のみ認めるものとし、当該立会人が欠けた ときは、当該入札事務に関係のない職員に立ち会わせるものとする。
- 4 第21条第4項の規定は、郵便入札の場合の開札において準用する。 (入札書の無効)
- 第34条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 中封筒がない入札書
 - (2) 中封筒が封かんされていない入札書
 - ③ 中封筒に第29条第1項第2号に規定する事項が記入されていない入札書
 - (4) 同一人が入札した2通以上の入札書
 - (5) 発注機関名、商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書
 - (6) 発注機関名の記載が誤っている入札書
 - (7) 金額の記入がない入札書

- (8) 金額を訂正した入札書
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
- (10) 工事若しくは業務委託の件名又は施行場所名のいずれかが入札公告と一致 しない入札書
- (11) 工事若しくは業務委託の件名又は施行場所名のいずれかが記載されていない入札書
- (12) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (13) 市の指定する工事費等内訳書又は入札公告において示した書類を提出しな い者が入札した入札書
- (4) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書(工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。)
- (L5) 未記入など不備がある工事費等内訳書を提出した者が入札した入札書
- 16 明らかに連合によると認められる入札書
- (I7) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者が入札した入札書
- (I8) 前各号に掲げるもののほか、指定した事項に反した入札書 (くじによる落札候補者の決定)
- 第35条 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、当該同価の入札をした者又はその代理人に、当該同価の入札をした者又はその代理人が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。

(電子入札の場合の手続の規定の準用)

第36条 第11条、第12条、第16条から第18条まで、第20条、第23 条第1項及び第25条の規定は、郵便入札の場合の手続に準用する。

第4章 雑則

(入札結果等の公表)

- 第37条 開札が終了したとき、及び落札者が決定したときは、速やかに、建設 工事等に係る入札及び契約の情報に関する公表要領(平成13年3月30日市 長決裁)第5条の規定に基づき、入札結果等を閲覧に供するものとする。
- 2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じな いものとする。

(契約書等の提出)

- 第38条 落札者は、交付された契約書に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、落札決定の日から10日以内で指定された日までに契約事務担当課に 提出しなければならない。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の確定)

第39条 契約は、発注機関の長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を要する契約)

第40条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年新座市条例第18号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない建設工事又は製造の請負契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

(異議の申立て)

第41条 入札参加者は、開札後、本要領、関係法令等に基づく入札条件の不知 又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等 により入札書等が開札場所に到達しなかった場合についても同様とする。

(談合情報があった場合の対応)

- 第42条 談合情報があった場合は、原則として新座市談合情報対応マニュアル (平成15年10月9日市長決裁)により対応する。
- 2 談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じた場合は、開札日を 延期し、入札書提出期限後に事情聴取を行うものとする。
- 3 前項の事情聴取を行うときは、工事費等内訳書のすべてを提出させるものと する。

(経営事項審査の受審の確認)

第43条 発注機関の長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満の場合は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第44条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭

和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。 (その他)

- 第45条 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措 置要領に基づく入札参加停止を行うことができる。
- 2 入札参加資格審査申請書記載の配置予定技術者等は、原則として工事又は委 託業務完了まで変更することはできない。
- 3 この要領に定めるもののほか、ダイレクト型制限付き一般競争入札の実施に 関し必要な事項は、契約事務担当課を所管する部の長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成19年6月26日市長決裁)

この要領は、平成19年7月1日から実施する。

附 則(平成21年4月1日市長決裁)

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則(平成21年4月9日市長決裁)

この要領は、平成21年4月10日から実施する。

附 則(平成21年6月1日市長決裁)

この要領は、平成21年6月1日から実施する。

附 則(平成21年9月16日市長決裁)

この要領は、平成21年9月16日から実施する。

附 則(平成22年9月3日市長決裁)

- 1 この要領は、決裁のあった日から実施する。
- 2 改正後の新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この 要領の実施の日以後に入札公告を行うダイレクト型制限付き一般競争入札から 適用し、同日前に入札公告を行ったダイレクト型制限付き一般競争入札につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月2日市長決裁)

- 1 この要領は、決裁のあった日から実施する。
- 2 改正後の新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この 要領の実施の日以後に入札公告を行うダイレクト型制限付き一般競争入札から 適用し、同日前に入札公告を行ったダイレクト型制限付き一般競争入札につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月27日市長決裁) この要領は、平成26年4月1日から実施する。 附 則(平成29年9月28日市長決裁)

この要領は、平成29年9月28日から実施する。

附 則(平成29年12月28日市長決裁)

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附 則(令和元年9月27日市長決裁)

- 1 この要領は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この 要領の実施の日以後に入札公告を行うダイレクト型制限付き一般競争入札から 適用し、同日前に入札公告を行ったダイレクト型制限付き一般競争入札につい ては、なお従前の例による。

附 則(令和2年8月28日市長決裁)

- 1 この要領は、令和2年9月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この 要領の実施の日以後に入札公告を行うダイレクト型制限付き一般競争入札から 適用し、同日前に入札公告を行ったダイレクト型制限付き一般競争入札につい ては、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月25日市長決裁)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市ダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この 要領の実施の日以後に入札公告を行うダイレクト型制限付き一般競争入札から 適用し、同日前に入札公告を行ったダイレクト型制限付き一般競争入札につい ては、なお従前の例による。